

青少年育成推進指導員の設置

- ・ 実施主体 青少年育成鳥取県民会議
- ・ 設置期間 2年間（任期 令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日）
- ・ 設置個所 県内全域
- ・ 設置人数 39名 各旧市町村地区単位ごとに1名を委嘱

根拠規程（青少年育成推進指導員設置要綱）

青少年の健全意欲を地域社会にくまなく浸透させ、あわせて地域における青少年育成推進体制の整備及び組織の強化をはかるため、青少年育成推進指導員（以下「指導員」という。）を設置する。指導員の総数は39名以内とし各市町村にそれぞれ1名置く。但し、平成16年4月1日以後において市町村合併をした場合においては、当該合併前の各市町村を地区として、当該地区に指導員を置くことができる。

- ・ **委嘱状交付式**
令和5年度は実施。（現指導員は、令和5年4月20日（木）倉吉未来中心で交付済）